

第65号議案

平成30年度 茨城県水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度茨城県水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成30年度茨城県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第2号中「137,600,255 m³」を「138,328,195 m³」に、同条第3号中「376,987 m³」を「378,981 m³」に、同条第4号中「5,655,187千円」を「5,450,912千円」に、「713,684千円」を「449,126千円」に、「2,330,207千円」を「2,164,778千円」に、「651,136千円」を「649,334千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	19,422,382千円	73,680千円	19,496,062千円
第1項 営業収益	17,099,295千円	68,301千円	17,167,596千円
第2項 営業外収益	2,298,412千円	△ 22,999千円	2,275,413千円
第3項 特別利益	24,675千円	28,378千円	53,053千円
	支 出		
第1款 事業費用	18,593,569千円	△ 1,544,488千円	17,049,081千円
第1項 営業費用	17,478,458千円	△ 1,699,231千円	15,779,227千円
第2項 営業外費用	1,077,811千円	176,869千円	1,254,680千円
第3項 特別損失	25,300千円	△ 22,126千円	3,174千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「8,354,705千円」を「8,256,969千円」に、「7,916,439千円」を「5,033,448千円」に、「及び当年度分消費税等資本的収支調整額438,266千円」を「、当年度分消費税等資本的収支調整額344,055千円及び建設改良積立金2,879,466千円」に改める。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	4,211,101千円	△ 576,039千円	3,635,062千円
第1項 国庫補助金	798,329千円	△ 7,755千円	790,574千円
第2項 企業債	2,028,500千円	△ 289,300千円	1,739,200千円
第3項 出資金	626,000千円	△ 11,000千円	615,000千円
第4項 負担金	287,875千円	△ 240,163千円	47,712千円
第6項 固定資産売却代金	10千円	△ 10千円	－千円
第7項 長期借入金	274,746千円	△ 27,811千円	246,935千円
	支 出		
第1款 資本的支出	12,565,806千円	△ 673,775千円	11,892,031千円
第1項 建設改良費	9,350,214千円	△ 636,064千円	8,714,150千円

第2項 資産購入費	143,610千円	△	27,647千円	115,963千円
第4項 補助金返還金	52,342千円	△	10,064千円	42,278千円
(企業債の補正)				

第5条 予算第6条中限度額「2,028,500千円」を「1,739,200千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条第1号中「977,412千円」を「881,923千円」に、同条第2号中「478千円」を「245千円」に改める。

平成31年3月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦